

議案第11号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和5年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

多様な生徒の入学に対する生徒指導体制の充実及び働き方改革の推進のため所要の改定を行う。

- ・学年始休業日の期間に係る規定を改める

2 規則案の概要

- (1) 休業日について次のとおり改める。

学年始休業日の期間を2日間拡大し4月1日から4月8日までとするとともに、夏季休業日、冬季休業日及び体験的学習活動等休業日の総日数を2日間縮小し55日以内に改める。

- (2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休業日) 第7条 休業日は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 （3） 学年始休業日 4月1日から <u>4月8日</u> まで （4） 夏季休業日及び冬季休業日 校長があらかじめ教育長に届け出た日（総日数は第6号の規定により届け出た体験的学習活動等休業日の日数を含め <u>55日</u> 以内とする。） （5）～（7） 略 2～6 略	(休業日) 第7条 休業日は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 （3） 学年始休業日 4月1日から <u>4月6日</u> まで （4） 夏季休業日及び冬季休業日 校長があらかじめ教育長に届け出た日（総日数は第6号の規定により届け出た体験的学習活動等休業日の日数を含め <u>57日</u> 以内とする。） （5）～（7） 略 2～6 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。